（方面情報通信部）

第百八十条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百八十一条　［略］

別表第一（第百八十一条関係）

階級	定員
［略］	［略］
警視長（警視正を含む。）	五九一人
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十六号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第十一章の規定及びカジノ管理委員会事務局組織令（令和元年政令第百三十五号）を実施するため、カジノ管理委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

カジノ管理委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画官）	（調査室及び企画官）
第三条　監督総括課に、企画官一人を置く。	**第三条**　監督総括課に、調査室及び企画官一人を置く。
［項を削る。］	2　調査室は、特定複合観光施設区域整備法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査（社会的信用に関するものに限る。）に関する事務をつかさどる。
2　［略］	3　調査室に、室長を置く。
（企画官及び調査官）	4　［同上］
第五条　調査課に、企画官一人及び調査官二人を置く。	［条を加える。］
2　企画官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。	
3　調査官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち専門的事項の調査及び連絡調整を行う。	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十七号

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

（方面情報通信部）

第百七十九条　［同上］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百八十条　［同上］

別表第一（第百八十条関係）

階級	定員
［同上］	［同上］
警視長（警視正を含む。）	五九〇人
［同上］	